

# 1 手続きについて

Q 1	更生医療の申請と判定依頼に必要な書類は？
A.	当所のホームページから検索できます。 主な制度の紹介▶更生医療▶自立支援医療(更生医療)の目次 ▶対象となる障害は[相談・判定の手引き(平成31年3月改訂版)] ▶第2身体障害者に関する相談・判定▶2自立支援医療(更生医療) ▶判定に関する説明(定義、判定手続き等)を参照ください。
Q 2	自立支援医療(更生医療)意見書の参考様式は？
A.	当所のホームページから検索できます。 主な制度の紹介▶更生医療▶自立支援医療(更生医療)の目次 ▶対象となる障害は[相談・判定の手引き(平成31年3月改訂版)] ▶第2身体障害者に関する相談・判定▶2自立支援医療(更生医療) ▶2)自立支援医療意見書(様式第5-1号~第5-6号)を参照ください。
Q 3	自立支援医療指定医療機関を調べるには？
A.	北海道のホームページから検索できます。 くらし・医療・福祉▶高齢者・介護・障がい者▶障がい児・者施策▶自立支援医療機関(保健福祉部障がい者保健福祉課)▶「指定自立医療機関(育成・更生医療)指定一覧」札幌市、旭川市、函館市の指定医療機関を除く。 ※札幌市、旭川市、函館市については、それぞれの市のホームページで検索できます。
Q 4	身体障害者手帳と更生医療の同時申請は可能か？
A.	可能です。しかし、更生医療の開始時期は、身体障害者手帳交付年月日以降になります。申請から医療開始日までの期間が短い場合、医療の開始日に身体障害者手帳の交付が間に合わないことがあります。申請の際には身体障害者手帳申請の医師意見書の写しの添付が必要となります。添付の意図としては、身体障害者手帳に記入される障害原因と申請された医療の内容に因果関係があり、治療効果が期待できるものか判断するためです。
Q 5	判定依頼が遅れた。その後の対応は？
A.	更生医療の開始時期の決定は市町村が行いますが、原則的に判定日より遡ることはできません。ただし、命に関わる緊急の場合ややむを得ない理由で治療開始日が過ぎている場合は、この限りではなく、市町村への更生医療給付申請受理日(身体障害者手帳交付年月日以降または内容変更後)まで遡ることは可能です。この場合でも、当所における判定日は判定依頼書を收受した日以降になります。
Q 6	判定を受けたが、医療が延期になった。再度判定は？
A.	判定後、概ね3~6か月以内で、意見書に記載された医療の内容(手術名、部位、概算額など)に変更がなければ改めて判定依頼を行う必要はありません。
Q 7	受給者の転入・転出の場合は再度判定は必要か？
A.	転入前の市町村から、道又は指定都市で交付された判定書の移管を受けた場合は、有効期間内であれば判定依頼を行う必要はありません。
Q 8	未記載の部分がある書類は？
A.	未記載の項目については、指定医療機関に記入してもらった上で判定依頼してください。 意見書には、①更生医療を行う根拠となる経過・現症、②治療開始予定日(入院日)、手術日、③手術部位、④入院期間、⑤概算額、⑥治療効果の見込み、⑦医師名、押印、医療機関名など、医学的判定に必要な情報の記入が必要です。
Q 9	意見書の様式が違うが申請可能か？
A.	申請可能です。 Q 8の答えに書かれた情報が分かるものであれば、書式は問いません。
Q 10	所持している手帳の障害とは異なる障害での更生医療を申請する場合の手続きは？
A.	身体障害者手帳に医療が必要な障害の追加変更が必要です。更生医療の申請は身体障害者手帳との同時申請の場合と同様に身体障害者手帳の診断書の写しが必要となります。
Q 11	受給者証に複数の指定医療機関の記載は可能か？
A.	原則1か所の記載となっていますが、医療に重複がなく、やむを得ない事情がある場合に限り、例外的に認められています。 詳しくは、各(総合)振興局の社会福祉課にお問い合わせください。
Q 12	重度かつ継続の対象とされている医療は？

A.	費用が高額で長期にわたる治療が必要とされている「重度かつ継続」の対象範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・腎臓機能障害に対する人工透析療法（血液透析、腹膜灌流）</li> <li>・心臓・腎臓・肝臓の機能障害による臓器移植術後の抗免疫療法</li> <li>・免疫機能障害に対する抗HIV療法、免疫調整療法</li> <li>・小腸機能障害に対する中心静脈栄養療法</li> </ul> 上記医療の判定書には「（重度かつ継続）」と記載されます。
Q 1 3	重度かつ継続の対象医療の期間延長は？
A.	重度かつ継続の医療を受けている方が期間延長を申請した場合、前回支給決定をした判定書を基に実施者で医療の期間延長措置の判断を行うことができます。 以前は判定書に「なお、病状の性質上、長期にわたる治療継続が必要であることから申請者から当該医療への継続の希望があれば、本判定内容を根拠に必要な措置を行うことが望ましい」と記載していましたが、令和2年（2020年）度末をもって記載しないことになりました。
Q 1 4	育成医療を受けている方が18歳になった。更生医療への継続の手続きは？
A.	育成医療の給付を受けている方が、支給認定の有効期間内に満18歳になった場合でも、当初の支給認定の有効期間中は育成医療の支給認定の取り消しはおこなわないものとされています。育成医療の有効期間を超えて医療の継続を希望される方は、新規の更生医療の要否判定を受ける必要があります。 更生医療の給付の対象は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方になります。更生医療の給付を希望される方で身体障害者手帳の交付を受けていない方は、手帳の交付手続きが必要になります。

## 2 じん臓機能障害

Q 1	じん臓機能障害4級の手帳を持っている方が、血液透析が開始となり程度変更の手続き中。更生医療の適用はいつから？
A.	じん臓機能障害の手帳の交付を受けている場合、手帳の等級に関係なく更生医療の対象になります。他の内部障害も同様です。
Q 2	血液透析の判定を受けていたが、腹膜透析に医療方針が変更になった。この場合、改めて判定が必要か？
A.	行われる医療の具体的方針、概算額などが変更となるため必要となります。 血液透析の判定を受けていた方が、腹膜透析や腎移植を受けることになった場合も同様です。
Q 3	入院日と通院開始日がそれぞれ記載された場合、意見書の修正は必要か？
A.	意見書の内容から現在の状況がわかる場合は、詳細を求めています。 同時申請で手帳交付前に入院から通院に切り替わった場合には、通院の概算額について確認を行っています。
Q 4	シャント手術（腹膜透析用のチューブの造設・抜去）は、更生医療の対象になるか？
A.	対象になります。しかし身体障害者手帳との同時申請の場合には対象にならないこともあります。 血液透析導入前の手術については、シャント手術として期間が決められた判定になります。 すでに血液透析の判定を受けている場合は、シャント手術の費用を含めて判定が行われているので改めて判定を受ける必要はありません。
Q 5	シャント部分の炎症、血栓等に対する治療は更生医療の対象になるか？
A.	対象になります。 血液透析に伴う医療と考え、改めて判定を受ける必要はありません。シャントの狭窄に行われる血管形成術も同様です。
Q 6	腎臓機能の障害の原因となった糖尿病や高血圧などの疾病の治療は更生医療の対象になるか？
A.	対象になりません。 更生医療の対象は、人工透析療法（血液透析、腹膜灌流）、腎移植術、腎移植後抗免疫療法及びこれらに伴う医療に限ります。疾病に対する医療は一般医療の対象です。
Q 7	腎臓移植手術でドナー（提供者）の医療費は更生医療の対象にできるか？
A.	対象にできます。

## 3 肢体不自由

Q 1	右膝の人工関節手術の判定を受けていたが、急遽左膝の手術を行うことになった。変更手続きが必要か？
-----	---

A.	必要です。 医療の具体的方針が変更になったため、左膝関節について書かれた意見書が必要になります。障害部位の障害名追加手続きが必要な場合があります。
Q 2	体幹機能障害の手帳をお持ちの方が、人工股関節の手術を受けることになった。 この場合、更生医療の対象になるか？
A.	対象になりません。 手術が必要な関節部位の障害名が記載された手帳(障害認定)が必要になります。下肢全体の障害で下肢機能障害の手帳を持っている方も同様です。また脳原性運動機能障害の手帳の場合も関節部位の障害が特定できないため給付対象外になります。
Q 3	両股関節機能障害 6 級(右股関節軽度の障害 7 級、左股関節軽度の障害 7 級)の手帳を持っている方が、右人工股関節の手術を受けることになった。更生医療の対象になるか？
A.	対象になりません。 両股関節 6 級若しくは両膝関節 6 級の場合、手術が必要な関節部位は軽度の障害(7 級)となります。この軽度の障害(7 級)は身体障害者手帳交付の対象とならないため、更生医療の対象になりません。7 級相当の障害が 2 つ以上ある時は 6 級になるので参考として「身体障害者程度等級表」に記載されています。 人工関節置換術が予定されている関節の場合、実態として著しい障害 5 級ないし全廃 4 級相当に該当していることが必要と考えられます。障害の程度が変更された場合、支給認定の対象になります。
Q 4	人工関節手術で入院 2 か月間の判定を受けた方が 1 か月で退院し、通院でリハビリを受けることになった。 この場合も継続して更生医療を適用してよいか？
A.	適用できます。判定期間内に入院と通院が切り替わっても、退院後、別の指定医療機関でリハビリを受ける場合でも判定の必要はありません。 期間を過ぎる場合は期間延長の判定が必要になります。
Q 5	義足を装着するための下腿断端部の形を整える手術は更生医療の対象になるか？
A.	義足装着のための断端形成術は給付対象です。
Q 6	人工関節手術を行ったが身体障害者手帳の交付が間に合わなかった。 交付後の入院、リハビリは更生医療の対象にできるか？
A.	対象にできます。
Q 7	更生医療意見書に「入院 1 か月、通院 6 か月」と記載されていたが、判定書では入院 1 か月となっていた。 通院は対象にならないのか？
A.	支給認定の有効期間は原則 3 か月以内とされています。 肢体不自由の場合、手術及びそれに伴う医療の治療スケジュールが組まれていることから、退院後も治療が必要な場合は、退院の時点で改めて判定が必要になります。
Q 8	脊髄脊椎疾患の四肢に対するリハビリは更生医療の適用になるか？
A.	障害の軽減や改善が期待できる場合は適用になります。その他、麻痺に対するリハビリについても対象としています。

## 4 免疫機能障害

Q 1	免疫機能障害で薬物治療を受けている方が訪問看護を受けることになった。判定は必要か？
A.	免疫機能障害の方の訪問看護は、更生医療の対象ではありません。 更生医療の対象となる訪問看護は、在宅で行われるじん臓機能障害の血液透析、腹膜灌流、小腸機能障害の中心静脈栄養法、肢体不自由では脳血管障害者等が自宅でないといけない訓練(作業療法士、理学療法士が行う訓練)となります。

## 5 音声、言語、そしゃく機能障害

Q 1	歯科矯正治療の期間について
A.	歯科矯正治療の判定は、治療が長期に及ぶことから最長 1 年以内で判定を行っています。期間延長の申請があった場合は、延長の必要性の記載された医師の意見書を添付の上、期間延長の判定依頼をしてください。